

日本被団協のノーベル平和賞受賞を歓迎する会長談話

- 1 令和6年（2024年）10月11日、日本原水爆被害者団体協議会（以下、「日本被団協」という。）のノーベル平和賞受賞が発表された。

ノーベル賞委員会は、受賞理由として、核兵器のない世界を実現するための努力が、核の使用は道義的に許されないとする規範である「核のタブー」を確立することに大きく貢献したことを挙げている。

日本被団協のノーベル平和賞受賞を心から歓迎するとともに、その長年の活動に多大なる敬意を表する。

- 2 同年12月10日、ノルウェー・オスロにおいてノーベル平和賞受賞式が行われ、日本被団協代表委員の田中熙巳氏は、日本被団協が二つの基本要求を掲げて運動を展開したことを指摘した。

一つ目は、日本政府の「戦争の被害は国民が受忍しなければならない」との主張に抗い、原爆被害は戦争を開始し遂行した国によって償わなければならないということである。二つ目は、核兵器は極めて非人道的な殺戮兵器であり、人類と共存させてはならず、速やかに廃絶しなければならないということである。

田中氏は、自らの凄惨な被爆体験を述べ、被爆者の孤独、病苦、生活苦、偏見と差別を克服すべく日本被団協が結成されたこと、その結成宣言で「自らを救うとともに、私たちの体験を通して、人類の危機を救おう」との決意を表明し、「核兵器の廃絶と原爆被害に対する国の補償」を求めて運動に立ち上がったことを訴えた。

こうした運動の成果として、昭和32年（1957年）に「原子爆弾被爆者の医療に関する法律」が、昭和43年（1968年）に「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」がそれぞれ制定され、平成6年（1994年）12月には、これらの法律を一本化した「原子爆弾被爆者に対する援護に関する

法律」が制定された。

しかし、田中氏は、核兵器の保有と使用を前提とする核抑止論ではなく、核兵器は一発たりとも存在してはならないというのが原爆被爆者の心からの願いであると訴えている。

3 当会は、令和3年（2021年）2月18日、「核兵器禁止条約の発効を歓迎し、署名・批准を求める会長声明」を発出し、日本政府に対し、少なくとも、核兵器禁止条約の締約国会議へオブザーバーとして参加するよう求めた。しかし、外務省において、本年3月実施の締約国会議にオブザーバーとして参加しないことを正式決定したことは、遺憾である。

我が国には、唯一の戦争被爆国としての果たすべき責任があり、核兵器の廃絶を求める国際的な機運から目を背けることは許されない。

日本被団協のノーベル平和賞受賞は、核兵器のない世界と恒久平和の実現を後押しするものである。

当会は、日本被団協のノーベル平和賞受賞を受けて、核兵器の廃絶を希求するとともに、最大の人権侵害である戦争に反対し、平和な世界を実現する努力を重ねる所存である。

以 上

令和7年（2025年）2月26日

茨城県弁護士会

会 長 篠 崎 和 則